平成26年(行ウ)第152号大間原子力発電所建設差し止め請求事件 原 告 函館市

被 告 国 外1名

準 備 書 面 (1)

- 大飯原発差止福井地裁判決の本件訴訟に及ぼす影響について-

平成26年(2014年)7月3日

東京地方裁判所 民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 河 合 弘 之 外10名

原告らは平成26年(2014年)5月21日,福井地裁で言い渡された大飯原発3,4号機差止判決(以下,「大飯判決」または単に「判決」という)につき、以下の通り概要の説明をし、かつ、主張する。

記

目次

第 1	福島原発事故の被害から出発する	2
第 2	重大事故の具体的危険性が万が一でもあれば差し止めが認められる	🤅
1	人の生命を基礎とする人格権は経済活動の自由に優越する	🤅
2	司法の覚悟を示した判決	4
3	行政に追随しない	4
第 3	冷却機能の維持ができなくなる可能性がある	F

	1	1260ガルを超える地震について	5
	2	700ガルを超えて1260ガルに至らない地震について	6
	3	700ガルを超えない地震について	8
第	4	使用済み核燃料の危険性	8
第	5	結論を導く部分について	9
	1	本件原発の現在の安全性	9
	2	被告のその余の主張について	9
第	6	福井地裁判決が本件訴訟に及ぼす影響	. 10
	1	福井地裁判決を特殊な判決と捉えることは誤りである	. 10
	2	判示事項の共通性	. 12
	3	安全審査基準の見直しが必須である	. 12
	4	福井地裁判決を福島原発事故後の司法の立脚点とせよ	. 13

第1 福島原発事故の被害から出発する

平成26年(2014年)5月21日,本件においても原告代理人を務めている弁護士河合弘之,海渡雄一,内山成樹らは福井地裁の大法廷で大飯原発民事差止訴訟の福井地裁判決を聞いた。今回の判決言渡においては,裁判所は一時間にわたってその要旨を朗読した。法廷では傍聴する市民からの拍手が鳴りやまなかった。

平成25年(2013年)2月15日,福井地裁の裁判の第1回口頭弁論期日において弁護士海渡雄一は弁護団を代表して意見陳述をする機会を与えられた。原発訴訟の歴史を総括した約20分の意見陳述の最後において,「裁判所は過去において国策に屈して正しい判断ができず,福島原発事故を回避できた機会を失した痛苦な経験を自らの責任として真摯に反省」するべきだと述べ,「二度と同じ過ちを繰り返すことなく,積極果敢に訴訟指揮と訴訟進行をされる」ように強く

求めた。その後の1年余の審理では8回の口頭弁論が開かれ、裁判所から原告・被告に対する積極的な釈明が繰り返され、短いけれども非常に充実した審理がなされた。福島原発事故という大災害を経た日本で、政府がブレーキの壊れた車のように原発の再稼働・原発輸出に突っ走る中で出された原発の運転差止を認める判決は、その結論だけでなく理由付けの確かさで歴史に残る判決(甲1 福井地裁大飯原発差し止め判決要旨。以下「大飯判決」という。)となった。

判決は、まず福島原発事故の被害を確認するところから出発している。判決は、冒頭において、「福島原発事故においては、15万人もの住民が避難生活を余儀なくされ、この避難の過程で少なくとも入院患者等60名がその命を失っている。家族の離散という状況や劣悪な避難生活の中でこの人数を遥かに超える人が命を縮めたことは想像に難くない。さらに、原子力委員会委員長(近藤駿介氏-引用者注)が福島第一原発から250キロメートル圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性を検討したのであって、チェルノブイリ事故の場合の住民の避難区域も同様の規模に及んでいる。」と認定している。このように、判決は福島原発事故の経験を司法がどのように総括するかという視点で貫かれている。

第2 重大事故の具体的危険性が万が一でもあれば差し止めが認められる

1 人の生命を基礎とする人格権は経済活動の自由に優越する

判決の骨格は次のようなものである。まず、人の生命を基礎とする 人格権について「我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に 見出すことはできない」と、もっとも重要な権利であることをはっき りと認め、原発に求められる安全性について、原発の稼働は経済活動 の自由という範疇にあり、人格権の概念の中核部分より劣位に置かれるべきだと述べ、「大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い」として、福島原発事故のような事態を招くような「具体的危険性が万が一でもあれば」、差し止めが認められるのは当然だと述べている。この判決でもっとも注目すべき部分はここである。

2 司法の覚悟を示した判決

従来、同種の訴訟では裁判所が、原発の運転にともなう安全確保という複雑で高度に専門的な問題については裁判所としての判断を避けて、行政の裁量に委ねる傾向があったが、この点について判決は「原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい」と述べている。これは3.11後に求められた司法の覚悟を示した判決といえるだろう。

3 行政に追随しない

これに続いて判決は、裁判所が具体的危険性の有無を判断することは、「人格権の我が国の法制における地位や条理等によって導かれるものであって、原子炉規制法をはじめとする行政法規の在り方、内容によって左右されるものではない」としている。

原発事故は被害の大きさに鑑みて、そのような被害が万が一にも起

きないように、安全審査は厳密に行なわれなければいけないということは、過去、伊方原発をめぐる行政訴訟の最高裁判決でも示されていた。今回の判決は、その部分を活かしつつ民事差止訴訟においては、規制基準の適合性や規制委員会の審査の適否という観点ではなく、人格権と条理の観点から、具体的な危険性が万が一にもあるかどうかを裁判所として判断する立場をとった。

伊方原発の最高裁判決では行政訴訟において、原発の運転の可否については専門家の判断を尊重しなければならないという論理を採用しており、その後の民事差止訴訟においては、特段の注意が払われることなく、行政訴訟における上記論理が民事差止訴訟においても当てはまる、という前提で判断がされてきた。しかし、大飯判決は、行政訴訟と民事訴訟とでは別の考慮が必要であるという原点に立ち戻り、これまでの民事訴訟における判断の在り方を乗り越える論理として、民事訴訟の判断の根拠である人格権と条理という考えを示したのである。

だからこそ,規制委員会の審査の結果を待たずに判決を出すことが できたのである。

第3 冷却機能の維持ができなくなる可能性がある

大飯判決は当該原発には地震の際の冷やす機能,閉じ込める構造に次のとおり欠陥があると述べている。

1 1260ガルを超える地震について

本判決は以下のように述べて、当該原発に影響を及ぼす地震動の大きさについて、ストレステストのクリフエッジ¹を超える可能性を認めた。

すなわち、1260ガルを超える地震では冷却システムが崩壊し、

¹ プラントの状況が急激に悪化する地震、津波等の負荷のレベル

メルトダウンに結びつくことは被告も認めている。

ストレステストの基準とされた1260ガルを超える地震も起こり うる。

わが国の地震学会は大規模な地震の発生を一度も予知できていない のである。

大飯判決は、地震は地下深くで起こる現象であるから、その発生の機序の分析は仮説や推測に依拠せざるを得ない、地震は太古の昔から存在するが、正確な記録は近時のものに限られ、頼るべき過去のデーターはきわめて限られ、かつ実験ができないという経験科学における本質的な限界を指摘した。

2 700ガルを超えて1260ガルに至らない地震について

大飯判決は、以下のように述べて、クリフエッジである1260ガルに至らない地震によっても、過酷事故につながる危険があることを認めた。

(1) イベントツリーについて

700ガルを超えるが1260ガルに至らない地震への対応策があり、大事故に至らないとの被告の主張に対して、本判決は以下のように述べて、有効性及び実効性は認められないとした。

被告はイベントツリーを策定してその対策をとれば安全としているが、イベントツリーによる対策が有効であることは論証されていない。

事態が深刻であるほど、混乱と焦燥の中で従業員に適切、迅速な措置を取ることは求めることができない。地震は従業員が少なくなる夜も昼と同じ確率で起き、人員の数や指揮命令系統の中心の所長がいるかいないかが大きな意味を持つことは明白である。

また、対応策を取るには、どんな事態が起きているか把握すること

が前提だが、その把握は困難である。福島原発事故でも地震がどんな 損傷をもたらしたかの確定には至っていない。現場に立ち入ることが できず、原因は確定できない可能性が高い。

仮にいかなる事態が起きているか把握できたとしても、全交流電源 喪失から炉心損傷開始までは5時間余りで、そこからメルトダウン開 始まで2時間もないなど残された時間は限られている。

地震で複数の設備が同時にあるいは相前後して使えなくなったり, 故障したりすることも当然考えられ,防御設備が複数あることは安全 性を大きく高めるものではない。

原発に通ずる道路は限られ、施設外部からの支援も期待できない。

(2) 基準地震動の信頼性

次に,基準地震動(耐震設計の基になる振動の強さの数値。ガルで 表す)についてはその推定する方式等の議論に踏み込まず,以下のよ うに述べた。

従来と同様の手法によって策定された基準地震動では、これを超える地震動が発生する危険があるとし、とりわけ、4つの原発に5回にわたり想定した基準地震動を超える地震が平成17年以後10年足らずの間に到来しているという事実を重視した。

このような誤りが重ねられた理由は学術的に解明されるべきだが、 裁判所が立ち入る必要はない。

これらの事例は「地震という自然の前における人間の能力の見解を示すもの」というほかない。

基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは、根拠のない楽観的見通しである。

(3) 安全余裕について

被告は安全余裕があり基準地震動を超えても重要な設備の安全は確保できるとしたが、判決は、基準を超えれば設備の安全は確保できない、とした。その理由として、過去に基準地震動を超えても耐えられた例があるとしても、それはたまたまのことであり、今後基準を超えたときに施設が損傷しないことを根拠づけるものではないと述べた。

3 700ガルを超えない地震について

大飯判決は以下のように述べ、基準地震動700ガルを下回る地震によっても事故を招く危険性を指摘した。

地震における外部電源の喪失や主給水の遮断が,700ガルを超えない基準地震動以下の地震動によって生じ得ることに争いがない。しかし,外部電源と主給水が同時に失われれば,限られた手段が効を奏さなければ大事故となる。

補助給水には限界があり、①主蒸気逃し弁による熱放出、②充てん系によるホウ酸の添加、③余熱除去系による冷却のうち、一つでも失敗すれば、補助給水設備による蒸気発生器への給水ができないのと同様の事態に進展する。

主給水系が安全上重要でないという被告の主張は理解に苦しむ。

基準地震動以下でこのような深刻な事態がスタートするのでは話に ならない。

第4 使用済み核燃料の危険性

使用済み核燃料について,堅固な設備が存しないことから,その閉 じ込め機能が維持できなくなる可能性を以下のように認めた。 使用済み核燃料は原子炉格納容器の外の建屋内にある使用済み核燃料プールと呼ばれる水槽内に置かれている。本数は千本を超えるが、プールから放射性物質が漏れた時、敷地外部に放出されることを防御する原子炉格納容器のような堅固な設備は存在しない。

福島原発事故で、4号機のプールに納められた使用済み核燃料が危機的状態に陥り、この危険性ゆえ避難計画が検討された。原子力委員会委員長の被害想定で、最も重大な被害を及ぼすと想定されたのはプールからの放射能汚染である。使用済み核燃料は外部からの不測の事態に対しても、堅固に防御を固めて初めて万全の措置といえる。

大飯原発では、全交流電源喪失から3日たたずしてプールの冠水状態を維持できなくなる危機的状況に陥る。そのようなものが、堅固な設備に閉じ込められないまま、むき出しに近い状態になっている。

国民の安全が優先されるべきであるとの見識に立たず、深刻な事故 はめったに起きないだろうという楽観的見通しで対応が成り立ってい る。

第5 結論を導く部分について

1 本件原発の現在の安全性

人格権を放射性物質の危険から守るとの観点からみると,本件原発の安全技術と設備は,確たる根拠のない楽観的な見通しの下に初めて成り立つ脆弱(ぜいじゃく)なものと認めざるを得ないとした。

2 被告のその余の主張について

以下のように述べ、被告の主張を退けた。

被告は本件原発の稼動が電力供給の安定性,コストの低減につながると主張するが,当裁判所は,極めて多数の人の生存そのものに関わ

る権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている。このコストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると考える。

また、被告は、原子力発電所の稼動が CO2 排出削減に資するもので環境面で優れている旨主張するが、原子力発電所でひとたび深刻事故が起こった場合の環境汚染はすさまじいものであって、福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである。

第6 福井地裁判決が本件訴訟に及ぼす影響

1 福井地裁判決を特殊な判決と捉えることは誤りである

本判決は、福島原発事故という深刻な事故を真正面から見据えた司法判断である。福島原発事故のような深刻な事故を二度と繰り返してはならないという原告、弁護団、ひいては国民世論の一致した声が司法の場にも届いたのである。我々は「司法は生きていた」と胸を張って言える。

勇気と確信をもってこの判決を言い渡した,福井地裁民事部の樋口 英明裁判長以下の合議体に,心から敬意を表したい。

このような判示はまさに、司法の良心が生きていたということを社会全体に示した判決である。決して一部の裁判官の考えによるものと

評価すべきではなく、被告側も抗いようのない事実にもとづいて、誰もが納得できる論理によって導き出された骨太の判決であり、簡単に 覆すことはできない論理構造になっている点が重要である。

福井地裁判決では、どれほどの地震が大飯原発で起きうるかという 基準地震動が大きな争点になった。もともと、地震や津波などの自然 現象について「確実」に予測することなど不可能である。それを確実 な想定に絞って対処する(つまり、不確実なものは想定から除外され ることになる)としてきた従来の発想は、そもそもの出発点として誤 っていたといえる。

判決は、この点について、「現に、全国で20箇所にも満たない原発 のうち4つの原発に5回にわたり想定した地震動を超える地震が平成 17年以後10年足らずの問に到来しているという事実を重視すべき は当然である。地震の想定に関しこのような誤りが重ねられてしまっ た理由については、今後学術的に解決すべきものであって、当裁判所 が立ち入って判断する必要のない事柄である。これらの事例はいずれ も地震という自然の前における人間の能力の限界を示すものというし かない。本件原発の地震想定が基本的には上記4つの原発におけるの と同様、過去における地震の記録と周辺の活断層の調査分析という手 法に基づきなされたにもかかわらず、被告の本件原発の地震想定だけ が信頼に値するという根拠は見い出せない。」と明快に指摘した。この 部分が福井地裁判決の核心である。判決は、実際に過去に誤りを重ね てきたという誰にでも理解可能な「実績」を重視し、それと同じ手法 を用いている以上,また同じ過ちを犯すかもしれないではないかと, これまた誰にでも理解できる論理で問題を指摘した点が画期的である。 これは非常によく考えられた論理であり、強い説得力を持つ論理であ る。

2 判示事項の共通性

福井地裁判決が大飯原発を差し止めるべきと判断した理由のうち、 主給水の遮断が基準地震動以下の地震動によって生じ得ることについ ては、加圧水型の原発すべてにあてはまるものである。

それ以外の判示は、大飯原発3,4号機のみならず、全国の原発すべてにあてはまるものである。

したがって、この判決は、大飯原発3、4号機に限らず、すべての原発、とりわけ日本の原発が抱える本質的な危険性を認めた判決であると評価できる。この判決の判決理由をすべて否定できない限り、日本の原発訴訟において原告敗訴の判決を下すことはできない状態になったといっても過言ではない。

3 安全審査基準の見直しが必須である

現在,原子力規制委員会の適合性審査が実施されている。我々は,は,規制委員会に対して,福島第一原発事故という現実を見つめ直し,判決の具体的な指摘を正面から受け止め,再稼働のための基準適合性審査を中止し,耐震設計,基準地震動,耐震重要度分類,共通原因故障などの諸点について,根本的な再検討を行うよう求めている。

福井地裁判決直後の5月23日に国会議員主催で開催された院内集会で、大飯原発訴訟弁護団から原子力規制庁の職員に対して、過去において基準地震動を超えて地震が発生した事例がこれだけあることについて科学的に検証し分析しているのかとの質問がなされた。しかし、これに対して原子力規制庁の職員からの明確な回答はなかった。さまざまな事態を想定しているとか、安全余裕を確保しているとは説明するけれども、しかし、過去において想定を超えてしまった事例につい

ての根本的な検討なくして新たな基準地震動の設定という作業自体ができないはずである。そのことがこの判決によって明確になった今, このような作業を抜きに再稼働に向けた審査を前に進めることはできないはずである。

4 福井地裁判決を福島原発事故後の司法の立脚点とせよ

この福井地裁の判決は、その結論を導き出す過程において、「<u>国民の生存を基礎とする人格権</u>を放射性物質の危険から守るという観点からみると、本件原発に係る安全技術及び設備は、万全ではないのではないかという疑いが残るというにとどまらず、むしろ、確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ち得る脆弱なものであると認めざるを得ない。」と結論づけている。すなわち、危険性のレベルはかなり高いという認識を示しているのである。まさしく、3.11以前の福島第一原発の安全性もこのようなものであったし、それは本質的には改善はなされていない。このような状況で原発の再稼働を認めなかった福井地裁判決は、まさに市民の常識に沿って司法の良識を示したと言える。我々は、このような大飯判決の考え方を、福島原発事故という悲劇を経験した日本の国の司法の揺るがぬ立脚点とするよう、強く求めるものである。

以上